

令和4年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和4年7月27日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和4年7月27日（水）午後1時開議

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定について
 - (日程追加) 議長の辞職について
 - (日程追加) 議長の選挙
 - (日程追加) 副議長の辞職について
 - (日程追加) 副議長の選挙
- 日程第4 議案第11号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第5 認定第1号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第12号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第13号 令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第14号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第15号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第11 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（27名）

1番	古川祐典君	2番	松本哲郎君
3番	宮本憲治君	4番	南出昌彦君
5番	中西登志明君	6番	松本隆史君
8番	三栗章史君	9番	舩木孝明君
10番	田中宏幸君	11番	美野勝男君
13番	山下晴夫君	14番	新谷英一郎君
15番	石橋千歌子君	16番	白岩昌和君
17番	森谷信哉君	18番	龍神初美君
19番	辻村昌宏君	20番	中村真一君
21番	堀口晴生君	22番	原田 覚君
23番	堀 辰雄君	25番	大石哲雄君
26番	岡本克敏君	27番	曾根和仁君
28番	久原拓美君	29番	佃 奈津代君
30番	前岡武津雄君		

○欠席議員（3名）

7番	宮井 章君	24番	正木秀男君
31番	長脊 守君		

○説明のため出席した者

広域連合長	尾花正啓君	副広域連合長	真砂充敏君
副広域連合長	中山正隆君	副広域連合長	岡本章君
事務局長	青山泰尚君	事務局次長 兼業務課長	池本收児君
総務課長	山崎希恵君	総務課長 班	坂東由佳子君
総務課長 班	森下和哉君	業務課長 班	稲田かおり君
業務課長 班	上西公次君	業務課長 班	江里雅夫君

○職務のため出席した者

書記長	高松浩二	書記	楠千弥
-----	------	----	-----

午後 1 時00分 開議

○議長 ただいまから令和 4 年 7 月 27 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しておりであります。

日程に先立ち、ご報告します。海南市の黒原章至議員、かつらぎ町の東芝弘明議員、日高川町の堀辰雄議員、上富田町の大石哲雄議員、白浜町の西尾智朗議員は、選挙母体であります各市町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、あらためまして、離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、海南市の宮本憲治君、日高川町の堀辰雄君、白浜町の正木秀男君、上富田町の大石哲雄君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 広域連合長を務めております、和歌山市長の尾花でございます。本年 5 月に実施されました連合長選挙におきまして、連合長の任に当たることになりました。微力ではございますが、制度の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、議長にお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 7 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、当広域連合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度も、本年度で 15 年の節目を迎えました。その間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初、約 13 万 5 千人でしたが、本年 4 月には約 16 万 3 千人となっており、団塊の世代の方々が被保険者となり始めたことから、高齢者の方々が安心して必要な医療を受けられる体制を維持することが求められております。

こうした中、全世代が安心して、持続可能な社会を構築するため、世代間の負担に係る公平性の観点から窓口負担割合の見直しが行われ、本年 10 月から現行の 1 割負担と 3 割負担に加えて、2 割負担が導入されることとなりました。その対象となられる被保険者に対しまして、関係市町村と共に、丁寧できめ細かな説明と周知に努めているところです。また、健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指して関係市町村、医療関係者等とより一層の連携強化を図り、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」の取組の拡大に努

めるとともに、保健事業にも一層注力をする所存でございます。今後とも、国の動向を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等との関係機関と連携し、被保険者皆様の健康寿命延伸に取り組むとともに、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に引き続き努力をしておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、令和3年度一般会計及び特別会計決算の認定、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算、育児と仕事の両立支援のための条例改正などの諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において20番、中村真一君及び30番、前岡武津雄君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期を、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和4年7月13日付け、和広第180号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。次に、令和4年2月28日付け、和広監第13号、同年3月18日付け、和広監第14号、同年5月2日付け、和広監第1号、同年5月19日付け、和広監第2号、同年6月14日付け、和広監第3号、同年7月14日付け、和広監第5号をもって例月出納検査の結果に関する報告が、監査委員から参っており、写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後1時7分 休憩

午後1時8分 再開

○副議長 ご報告します。議長、松本隆史君から議長の辞職願が提出されました。お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第117条の規定により、松本隆史君の退席を求めます。

【松本隆史君 退席】

○副議長　「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和4年7月27日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、松本隆史。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、龍神初美殿。

○副議長　お諮りします。松本隆史君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、松本隆史君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔松本隆史君 入場・着席〕

○副議長　ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に、舩木孝明君を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました舩木孝明君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました舩木孝明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました舩木孝明君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。舩木孝明君、登壇願います。

〔船木孝明君 登壇〕

○船木議員 ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長に就くことになりました、紀の川市の船木でございます。どうぞよろしく申し上げます。皆様方のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長 それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔副議長は自席へ、議長着席〕

○松本議員 議長、6番。

○議長 6番、松本隆史君。

〔松本隆史君 登壇〕

○松本議員 この度、議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年、7月定例会におきまして、議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するに当たりまして改めて議員各位に心から厚く御礼申し上げたいと思います。今後は、議長経験を活かし、一議員として精進して参る所存です。結びに、皆様方の益々のご活躍を心よりご祈念申し上げまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長 ご報告します。副議長、龍神初美君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。地方自治法第117条の規定により、龍神初美君の退席を求めます。

〔龍神初美君 退席〕

○議長 辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和4年7月27日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、龍神初美。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、船木孝明殿。

○議長 お諮りします。龍神初美君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、龍神初美君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔龍神初美君 入場・着席〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

○議長 お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に、白岩昌和君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました白岩昌和君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました白岩昌和君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました白岩昌和君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。白岩昌和君、登壇願います。

〔白岩昌和君 登壇〕

○白岩議員 ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長を務めさせていただくことになりました、広川町の白岩でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。甚だ短い挨拶でございますが、よろしくお願いいたします。

○龍神議員 議長、18番。

○議長 18番、龍神初美君。

〔龍神初美君 登壇〕

○龍神議員 副議長の退任の挨拶をさせていただきます。昨年7月定例会において、皆様のご推挙をいただき、副議長を務めさせていただきました。議員各位はもとより、関係者の皆様のご支援、ご協力をいただき、副議長としての責務を全うすることができましたことを、心より御礼申し上げます。結びに、今後とも皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 次に、日程第4、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

[広域連合長 尾花正啓君 登壇]

○連合長 それでは、議案につきまして、概要説明させていただきますが、その前に、お祝いを申し上げます。先程の正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に紀の川市の船木議員、副議長に広川町の白岩議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。何とぞよろしくお願ひいたします。また、昨年7月から議長をお務めいただきました御坊市の松本議員、副議長をお務めいただきました美浜町の龍神議員に対しまして、広域連合並びに、広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りして、心から厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。今後とも変わらぬご厚誼をお願ひ申し上げます。

それでは、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に、3人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されています。副広域連合長は、3人のうち九度山町長の岡本章氏が、本年5月12日で任期満了となり、現在2人となっていますので、改めて、岡本章氏を、副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願ひするものでございます。何とぞ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、選任同意されました岡本副広域連合長が、本日の会議に出席します。

[副広域連合長 岡本章君 入場・着席]

○議長 岡本副広域連合長から就任挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

○岡本副広域連合長 議長、番外。

○議長 副広域連合長、岡本章君。

[副広域連合長 岡本章君 登壇]

○岡本副広域連合長 九度山町長の岡本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜り、誠にありがとうございます。微力ではありますが、尾花広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に、誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましては、従前と同様に、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第5、認定第1号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第9、議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」までの5件を一括議題とし、当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 認定第1号から、議案第14号までについて、その概要を一括してご説明いたします。

まずは、認定第1号、第2号につきまして、令和3年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第12号、第13号につきましては、令和4年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては3,720万6千円を増額補正し、特別会計におきましては45億661万6千円を増額補正するものでございます。

続きまして、条例改正でございます。議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児と仕事の両立支援のため、所要の改正を行うものです。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、議員の皆さまにおかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、青山泰尚君。

〔事務局長 青山泰尚君 登壇〕

○事務局長 それでは補足説明をさせていただきます。まず、添付資料につきましては「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」、地方自治法第233条第3項の規定による「令和3年度監査委員の決算審査意見書」及び同法同条第5項の規定による「令和3年度主要施策の成果等報告書」を提出しています。

議案書の1ページをお開き願います。認定第1号、「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」です。以下、別添の「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明いたします。恐れ入りますが、決算書の2ページ・3ページをお開き願います。歳入におきましては収入済額2億5,429万6,816円となります。

4ページ・5ページをお開き願います。歳出におきましては支出済額2億4,502万4,057円となります。

6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、

927万2,759円となります。

以下、主なものにつきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。

8ページ・9ページをお開き願います。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億7,123万1千円は、構成30市町村からの事務費分賦金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額271万8,056円は、保健師に係る人件費の財源として、国から特別調整交付金を受け入れたものです。内訳としまして、令和4年1月より採用している会計年度任用職員の保健師に係る費用と、市町村派遣職員の保健師に係る費用の一部を受け入れたものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額1,500万円は、事務費分賦金の上昇を抑制するための財源として、財政調整基金から繰入れたものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金、収入済額5,693万8,359円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰入れたものです。

第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額836万3,065円は、令和2年度からの繰越金です。

10ページ・11ページをお開き願います。以上の結果、2億5,429万6,816円の収入となります。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

12ページ・13ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額231万50円は、広域連合議会の運営等に要した経費です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億7,718万6,490円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費です。

16ページ・17ページをお開き願います。第2目財政調整基金費、支出済額6,531万4,519円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る歳計剰余金及び基金運用利息の合計を財政調整基金へ積立てたものです。

18ページ・19ページをお開き願います。以上の結果、合計2億4,502万4,057円の支出となります。

22ページをお開き願います。実質収支に関する調書ですが、只今ご説明をしました歳入・歳出の結果実質収支額は927万2,759円の黒字となっております。

それでは、恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、2ページをお開き願います。認定第2号、「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」別添の「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」に沿って、ご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書24ページ・25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,565億8,242万340円となります。

26ページ・27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,521億3,725万5,195円となります。

28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、44億4,516万5,145円となります。

以下主なものにつきましては、事項別明細書に沿って、ご説明いたします。

30ページ・31ページをお開き願います。歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額266億4,409万6,197円は、構成30市町村からの分賦金です。内訳としましては、事務費分賦金4億9,781万7,731円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金105億2,039万6,267円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金121億940万8,106円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金35億1,647万4,093円となります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額366億8,634万9,169円、第2目高額医療費負担金、収入済額7億4,707万6,846円は、医療給付費の公費負担分として、国が負担したものです。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額2,780万3千円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額899万3,807円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対して、国の補助金が交付されたものです。第3目調整交付金、収入済額141億743万5,944円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として交付された普通調整交付金139億443万7千円、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施や、保険者インセンティブなどとして交付された特別調整交付金2億299万8,944円をそれぞれ受け入れたものです。

32ページ・33ページをお開き願います。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額117億9,330万8,014円、第2目高額医療費負担金、収入済額7億5,338万812円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものです。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額586億1,462万2千円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものです。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額7,499万2,619円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金です。

34ページ・35ページをお開き願います。第8款、第1項、第1目繰越金、収入済額69億1,749万6,205円は、令和2年度からの繰越金です。

第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億8,464万9,818円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返納金です。第2目返納金、収入済額1,767万9,790円は医療給付費の請求誤り等による返納金です。以上の結果1,565億8,242万340円の収入となります。歳入の説明を終わり、歳出に移ります。

36ページ・37ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額60億1,911万6,453円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費です。

38ページ・39ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,405億3,550万2,598円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用です。第2目療養費、支出済額15億9,880万4,221円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用です。第3目審査支払手数料、支出済額3億1,889万6,445円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額11億9,187万7,243円は、1か月又は1年間に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億8,878万7,544円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものです。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額2億9,658万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った者に対して、定額3万円を支給したものです。

第3款、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額7,024万385円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への医療費及び事務費の拠出金です。

40ページ・41ページをお開き願います。第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額3億8,374万2,738円は、健康診査の実施に要した経費等で、医科健康診査、歯科健康診査及び人間ドック補助を実施したものです。第2目その他保健事業費、支出済額5,818万314円は、重複・頻回受診者等相談指導、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等に要した経費です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業については、令和2年度より継続の海南市・田辺市・那智勝浦町に加え、令和3年度より新たに紀美野町・高野町・古座川町へ委託しています。

第5款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額14億629万6,846円は、保険料に係る歳計剰余金及び基金運用利息の合計を後期高齢者医療給付費準備基金へ積立てたものです。

42ページ・43ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額1,164万8,800円は、過年度保険料の還付に要した経費です。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額5,693万8,359円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計へ繰り出したものです。以上の結果1,521億3,725万5,195円の支出となります。

46ページをお開き願います。只今ご説明をいたしました歳入歳出の結果、実質収支額は44億4,516万5,145円となります。

48ページをお開き願います。財産に関する調書です。財産として保有しているものは、物品及び基金です。物品につきまして、令和3年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式、合わせて2点となっています。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置しております。令和3年度末の現在高は、財政調整基金が2億8,452万5,394円、後期高齢者医療

給付費準備基金が27億6,520万1,568円となっております。決算の説明は、以上となります。

続きまして、議案第12号・議案第13号の「令和4年度補正予算第1号関係」についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。議案第12号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は歳入歳出それぞれ3,720万6千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億7,682万4千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、7ページの「第1表歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、予算の内容につきましては、事項別明細書に沿って、目ごとにご説明いたします。

9ページをお開き願います。歳入におきましては、第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金3千円の増額は、財政調整基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。

第4款繰入金、第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金2,793万1千円の補正額は、特別会計の令和3年度決算剰余金の内、事務費に係るものを財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰入するものです。

第5款、第1項、第1目繰越金927万2千円の増額は、令和3年度の繰越金確定に伴うものとなります。

次に歳出におきましては、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政調整基金費3,720万6千円の増額は、特別会計からの繰入金2,793万1千円、令和3年度の歳計剰余金927万2千円に、基金運用益の見込み増額分3千円を加えたものを財政調整基金に積立てるものです。

続きまして、11ページをお開き願います。議案第13号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ45億661万6千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,589億7,331万7千円とするものです。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、12ページ及び13ページの「第1表歳入歳出予算補正」に計上しておりますが、その内容につきましては、事項別明細書に沿って目ごとにご説明いたします。

15ページをお開き願います。歳入におきましては、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金の療養給付費負担金5,660万9千円の増額は、令和3年度の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものです。

第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金480万4千円の増額は、令和3年度の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものとなります。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金3万9千円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。

第8款、第1項、第1目繰越金44億4,516万4千円の増額は、令和3年度の繰越金確定に伴うものとなります。

16ページをお開き願います。歳出におきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、

第1目一般管理費38億1,449万8千円の増額は、令和3年度医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金となります。

第5款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金6億6,418万7千円の増額は、令和3年度の保険料に係る歳計剰余金から令和3年度国庫支出金等の精算に伴う返還金を除き、追加交付分と基金運用益の見込み増額分を加えたものを後期高齢者医療給付費準備基金に積立てるものです。

第7款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金2,793万1千円の補正額は、令和3年度の事務費に係る歳計剰余金を財政調整基金に積立てるため、一般会計に繰り出すものです。補正予算（第1号）の説明は以上となります。

続きまして、17ページをご覧ください。議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」です。本条例につきましては、令和3年8月10日の人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。改正点は、3点です。1点目は、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件を「子の1歳6か月到達日までに任期が満了しないこと」から「子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日までに任期が満了しないこと」に緩和するものです。2点目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。非常勤職員の育児休業の対象期間が子の1歳6か月到達日となる場合において、夫婦交替での取得を可能とし、1歳到達日以降の育児休業の取得回数を1回とします。また、非常勤職員の育児休業の対象期間が子の2歳に達する日となる場合において、夫婦交替での取得を可能とし、1歳6か月到達日以降の育児休業の取得回数を1回とします。さらに、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定めます。3点目は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正です。育児休業法の改正により、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、再度の育児休業を取得することができる「条例で定める特別の事情」から、育児休業等計画書により申し出た場合の規定を削除します。この規定の削除に伴い、計画書により申し出て再度取得できるのは育児短時間勤務のみであるため、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めます。また、任期の更新又は引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業を取得できる対象を広げ、「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に改めるものです。これらの改正は、令和4年10月1日から施行するものです。議案書21ページから27ページに新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。以上で補足説明を終わります。

○議長　以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は、14時15分といたします。

午後2時4分 休憩

午後2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている5件のうち、まず、日程第5、認定第1号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第1号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第6、認定第2号「令和3年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第2号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7、議案第12号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長 次に、日程第8、議案第13号「令和4年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第13号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第15号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 議案第15号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」でございますが、現、川端正展代表監査委員の任期満了に伴い、引き続き同委員を選任いたしたく、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。何とぞ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより、議案第15号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより、議案第15号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第11、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

○龍神議員　議長、18番。

○議長　　18番、龍神初美君。

〔龍神初美君 登壇〕

○龍神議員　ただいま上程されました発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきまして、改正内容は次の2点です。1点目は、多様な人材の議会への参画を促す環境整備の一環として、育児、介護、看護及び配偶者の出産補助等による会議の欠席について明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。2点目につきましては、行政手続等において原則として押印を廃止する国の動向を踏まえ、議会への請願手続きにつきましても、請願者の利便性の向上を図るため、一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

議員の皆様方におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長　　以上で、説明は終わりました。これより、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長　　討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了しました。本定例会に提出されました

諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、尾花正啓君。

〔広域連合長 尾花正啓君 登壇〕

○連合長 閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議のうえ、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。結びに、議員の皆様には、暑さ厳しい折、また、コロナ感染拡大の中、健康に十分留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これにて令和4年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時28分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 船 木 孝 明

前 議 長 松 本 隆 史

前 副 議 長 龍 神 初 美

署 名 議 員 中 村 真 一

署 名 議 員 前 岡 武 津 雄